

令和6年度補正
DRリソース導入のための家庭用蓄電システム導入支援事業

補助事業実施の手引き
補助事業者（申請者）向け

2025年5月9日

本書について

本書は、申請代行者※へ展開している「補助事業実施の手引き・申請代行者向け」の内容を抜粋して、補助事業者向けとしたものです。

補助事業者の皆様も、補助事業実施に必要な手続きや書類の注意点等を把握して、補助事業を進めてください。

補助事業の具体的な進捗等につきましては、申請代行者に適宜ご確認ください。

※申請代行者とは、蓄電システムの売買契約を結んだ販売事業者のことを指します。

目 次

補助事業を実施する皆様へ		2
補助事業実施の流れ		3
交付決定～事業完了までの手続き		4
1.交付決定～口座登録		6 ～ 7
交付決定について		6
口座登録について		7
2.補助事業の実施		9 ～ 14
補助対象設備に係る売買契約について		9
補助対象設備導入工事について		10
補助対象設備検収について		10
事業経費の請求について		10
事業経費の支出について		11 ～ 12
DR契約・DRメニュー加入について		13
事業内容に変更等が発生した場合について		14
3.実績報告		16
実績報告（補助事業の確定検査）		16
4.補助金の交付		18 ～ 19
補助金額の確定と通知		18
補助金額の支払いについて（受給について）		19
5.補助事業終了後の業務		21
補助事業の検査対応について		21

補助事業を実施する皆様へ ※本手引きを読む前に必ずお読みください

本事業は公的な国庫補助金を財源としており、社会的にも適正な執行が強く求められます。当然ながら、執行団体としても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。補助事業を実施する皆様は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）」及び本事業体が定める「家庭用蓄電池等の分散型エネルギーリソース導入支援事業費補助金交付規程」や公募要領、また以下の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願い致します。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、本事業体として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要な応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ ②の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を本事業体に返還していただき、当該金額を国庫に返納します。また、本事業体及びSIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続きを行うこととしてください。
- ⑤ 本事業体から補助金の交付決定を通知する前に、補助対象設備に係る契約等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く。）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません。（補助事業の実施体制が何重であっても同様）
- ⑦ 補助金で取得又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等について本事業体の承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。
なお、本事業体は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
※ 処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める年数）の期間をいう。（以下同じ）
※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡、交換、貸し付け、廃棄又は担保に供することをいいます。
- ⑧ 補助事業に係る資料（申請書類、本事業体発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類）は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ⑨ 本事業体は、交付決定後、交付決定した事業者名、補助事業概要等をSIIのホームページ等で公表することがあります。

令和6年度補正DR家庭用蓄電システム導入支援事業共同事業体
代表幹事 SII

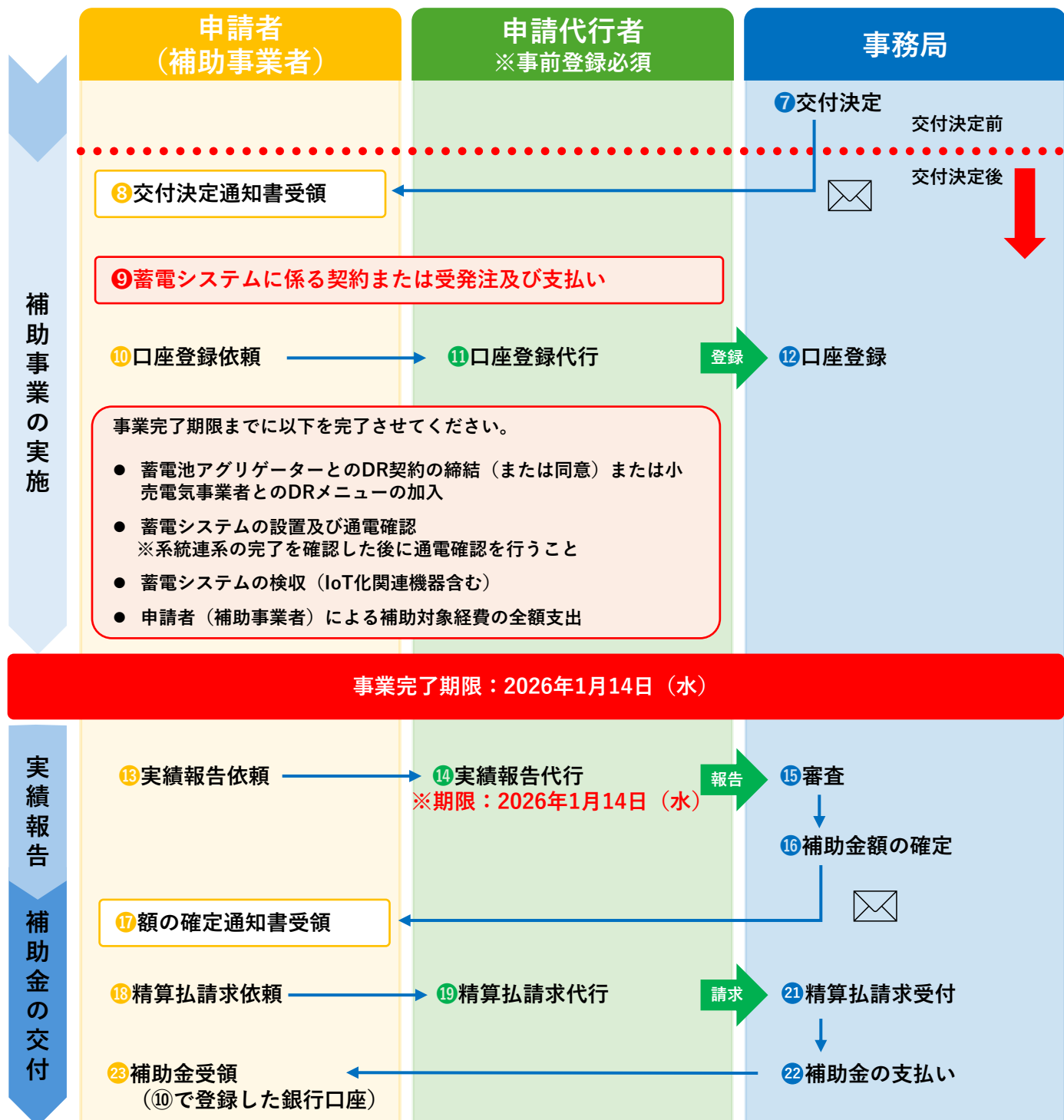
【お願い】

本書では、補助事業実施から補助金の交付までの手続きの流れや注意事項等について記載していますが、事業を実施するにあたっては、本事業の特設サイトに掲載されている**交付規程・公募要領を必ずご確認ください**の上、本書をお読みください。（<https://dr-battery.sii.or.jp/r6h/about/>）

補助事業実施の流れ

以下のフローは、交付決定から補助金受領に至る基本的な流れとなります。手続きの流れは本事業の特設サイトにも掲載していますので、併せてご確認ください。

（<https://dr-battery.sii.or.jp/r6h/application/>）



交付決定～補助事業完了までの手続き

交付決定後に必要な手続き及び書類は以下の通りです。次ページ以降で、手続き及び書類の注意点等について記載しておりますので、ご確認ください。なお、実際の手続き及び書類の詳細につきましては、申請代行者へご確認ください。

交付決定	
必要手続き	必要書類
口座確認書類の準備	口座確認書類
売買契約	注文書、注文請書のセット または 売買契約書
設置及び系統連系後の通電確認	工事写真・銘板写真
検収	検収完了報告書
請求	請求書
支払い	支払証明書類
※交付決定前に実施しても構いません。	
DR契約またはDRメニュー加入	DR契約書 または DRメニュー加入完了証憑

上記すべての手続きの完了後30日以内または2026年1月14日（水）までのいずれか早い日までに実績報告を行っていただく必要がありますので、申請代行者へ実績報告の代行を依頼してください。

期限：2026年1月14日（水）

補助事業の完了日（事業完了日）は下記①～④をすべて完了させた日です。補助事業完了日・実績報告の最終期限は2026年1月14日（水）です。

- ① 蓄電システムに係るDR契約の締結（または同意）またはDRメニューの加入完了
 - ② 蓄電システムの設置及び通電確認完了 ※系統連系の完了を確認した後に通電確認を行うこと
 - ③ 蓄電システムの検収完了（IoT化関連機器含む）
 - ④ 申請者（補助事業者）による補助対象経費の全額支出の完了
- ※事業完了以降はDRに対応できる状態を維持する必要があるため、新築物件へ蓄電システムを導入する場合は、引っ越しの時期についても考慮してスケジュールを調整してください。

1. 交付決定～口座登録

交付決定について

SIIは、交付申請書の提出を受け補助事業の内容が適正であると判断した場合、補助金交付の決定を行い、補助事業者に対し通知を行います。交付決定を受けた後、補助事業者は補助事業に着手可能となります。

蓄電システム導入に係る売買契約（請負契約を含む）は、必ず交付決定日以降に締結してください。契約締結のみでなく、支払いも交付決定日以降に行ってください。（交付決定日以前に支払をすると、補助金の交付対象とはなりません。）

交付決定の通知

- SIIは交付決定となった申請者に対しメールにて「交付決定通知書」を送付します。「交付決定」となったことを確認できたら、補助事業に着手可能となりますので、口座登録の準備や売買契約を進めてください。
- 交付決定通知に記載の金額は、申請者に対して実際に交付する補助金の額ではありません。実績報告書の提出を受けた後にSIIが実施する「確定検査」において補助金額を確定します。

【交付決定通知のメールについて】

以下**2通のメール**が送信されます。**パスワードが記載されたメールが届かない、誤って破棄してしまった等の事象が散見されます。**必ずそれぞれのメールアドレスの受信許可設定を行ってください。

メールが届かない場合は、迷惑メールフォルダに振り分けられている可能性もございますので、ご確認くださいようお願いいたします。

■ ダウンロードURLが記載されたメール

- ・送信元：dr_ess_notice@sii.or.jp
- ・件名：令和6年度補正「再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（DRリソース導入のための家庭用蓄電システム導入支援事業）」交付決定のご連絡

■ パスワードが記載されたメール

- ・送信元：naviexp@ne-ap01.naviexp.jp
- ・件名：【パスワードのお知らせ】令和6年度補正「再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（DRリソース導入のための家庭用蓄電システム導入支援事業）」交付決定のご連絡

- ダウンロード用リンクは有効期限があります。必ず有効期限内にダウンロードを実施してください。
- 交付決定通知書ファイルはPDFファイルです。事前に閲覧に必要なアプリケーションをご用意ください。

口座登録について

交付決定後、口座登録が必要になります。口座登録にあたって、補助金を受給するための口座情報が必要になるため、ご準備ください。口座登録は申請代行者を通して行います。口座情報が登録された後、SIIの審査に加え金融機関の口座情報照会後に口座登録完了となります。

注意事項

- 振込先口座は補助事業者（主申請者）名義の口座を登録する必要があります。
- 補助金振込の最終期限である2026年3月末まで有効な口座を登録する必要があります。
- 実績報告の前に、口座登録を完了している必要があります。
- 交付決定以降であれば、蓄電システムに係る契約等の手続きと口座登録の順番は問いません。

必要書類

以下の情報が確認できる書類が必要です。

取得する口座情報

金融機関名、支店コード、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人カナ。

※詳細は申請代行者に確認してください。

2. 補助事業の実施

補助対象設備に係る売買契約について

交付決定を受けた補助事業者は補助事業に着手可能となります。

交付決定日前に蓄電システム導入に係る売買契約（請負契約を含む）及び工事の契約・発注・支払いをした場合、補助対象外となります。

事業期間内（最終期限：2026年1月14日（水））に補助事業完了要件（公募要領P.12参照）を満たすよう、申請代行者との進捗管理を行ってください。

注意事項

- ・ 変更契約書を提出される際は、必ず原契約書もセットで提出する必要があります。
- ・ 交付決定後、事業完了期限に間に合うように事業に着手しない場合、交付決定の取消し等の措置が行われることがあります。やむを得ず着手できない場合は、申請代行者に相談してください。
- ・ 太陽光発電設備や新築工事、リフォーム等の本事業では対象とはならない工事を同時に行う場合は、補助対象外の工事が期限内に終わらない等の不測の事態に備え、契約は別々に行うことをお勧めします。

必要書類

下記2点のいずれか（いずれも自由書式）

- ・ 注文書、注文請書のセット
- ・ 売買契約書（請負契約書）

※詳細は、申請代行者へご確認ください

補助対象設備導入工事について

補助対象設備導入工事では、工事写真の撮影が必要です。申請代行者より撮影に関して協力を求められた場合は、ご対応いただくようお願いします。

補助対象設備に関する工事について、工事写真の撮影に関する主な注意点は以下の通りです。

注意事項

- 蓄電システムパッケージ型番の範囲を構成する機器、IoT関連機器は全て撮影が必要です。
- 本事業はDR対応可能な蓄電システムの導入に対する補助事業です。**DR対応の際にIoT関連機器が必須となる場合には、補助対象外ではありますがIoT関連機器についても撮影が必要です。**
- 写真は、工事前と工事後の撮影が必須で必要となります。必要に応じて工事中の撮影が行われます。

必要書類

- 工事前、工事後写真（必要に応じて工事中写真）
- 銘板写真

※詳細は、申請代行者へご確認ください

補助対象設備検収について

申請代行者は、導入設備の設置工事が完了し、系統連系の完了を確認した後に通電確認を行います。補助事業者は、設置内容が発注内容と一致しており、問題ないことを確認したうえで、検収完了報告書に署名を行ってください。

必要書類

- 検収完了報告書

※詳細は、申請代行者へご確認ください

事業経費の請求について

申請代行者から補助事業者への請求書の発行は契約日（受注日）以降に行なわれている必要があります。請求書に受発注書や売買契約書と紐づけられる記載があり、商品名や金額が受発注書や売買契約書と整合性が取れているかご確認ください。

必要書類

- 請求書（自由書式）

※詳細は、申請代行者へご確認ください

事業経費の支出について

事業経費の支払は、必ず交付決定を受けた補助事業者本人が行ってください。原則、検収翌月までに預貯金取扱金融機関を通して支払ってください。クレジット契約（補助事業者が個人の場合の個別クレジット契約を除く）、割賦契約、手形、現金、相殺等による支払いは認められません。また、ATMの振込明細は証憑として認められないので注意してください。

補助事業者が個人の場合の個別クレジット契約については、公募要領P.37「補足③ 個別クレジットについて」を参照してください。

注意事項

- 売買契約者・支払名義人（個別クレジット利用の場合は個別クレジット契約者）は交付決定を受けた補助事業者名と同一である必要があります。
- 支払いは発注日や売買契約日以降に行ってください。（頭金、手付金等含む）
- インターネットバンキング等を利用する場合、振込日と着金日に時間差が生じる場合があります、**この場合の事業完了日は証明書類の着金の日付とします。**
※インターネットバンキングの場合は入金額が表示されている画面のハードコピーでも入金エビデンスとして認められます。
- 振込手数料は振込人及び受取人のどちらが負担をすることも可能ですが、**受取人負担の場合は必ず差額が振込手数料であることの証明が必要となります。**振込人負担の場合も振込手数料はわかるように書類を整理してください。
- **補助事業者からの直接の現金払い、手形払いは認められません。**
- 補助事業（1件）の請負金額の入金が複数に分かれる場合は、全てが完了した時点を補助事業の完了とします。
- 個別クレジット利用の場合、申請代行者が利用にあたっての注意事項を理解しているか確認をお願いします。

支払方法と支払いを証明できる書類

- 支払いのエビデンスとして、補助事業に係る経費の振込みを証明する書類、あるいは着金を証明する書類の提出が必要です。
※預貯金取扱金融機関が発行する「通帳のコピー」、「振込証明書」、「入金証明書」等
- 補助事業者からの支払いは、必ず預貯金取扱金融機関を通して行ってください。**現金手渡し、収納代行、決済代行の類は認められません。**

支払方法	可否	注意事項
預貯金取扱金融機関を通じた支払い (ネットバンキングも可)	○	ATMの振込明細は証憑として認められない
(個人の場合のみ) 個別クレジット	○	公募要領P.37「補足③ 個別クレジットについて」を参照のこと
現金手渡し	×	必ず預貯金取扱金融機関を通じて支払うこと
収納代行、決済代行	×	
クレジットカードでの支払い	×	

- インターネットバンキングから出力した書類を提出する場合、発行した金融機関名を確認する必要があります。
- 支払日以降に発行されている書類に限ります。
- 補助事業の金額が確認できるよう、他の事業や経費と合わせた支払いを行わないでください。やむを得ず他の事業や経費を含めて支払いを行った場合、全ての請求書等の提出が必要となります。
- 以下は支払証憑として認められません。
 - ・ATMの振込明細
 - ・全ての領収書（販売店が発行したものでも不可）
 - ・インターネットバンキングにおける支払日より前に発行された書類（支払予約は不可）
 - ・自社の経理システム画面ハードコピー・帳票

DR契約・DRメニュー加入について

補助事業者が事業完了までに、SIIに登録された蓄電池アグリゲーター/小売電気事業者とDR契約の締結（または同意）またはDRメニューの加入完了をしていることを確認してください。

事業完了期限である2026年1月14日（水）までに、DR契約（または同意）もしくはDRメニューの加入が完了されていない場合、補助対象外となります。

必要書類

- DR契約書（アグリ型の場合）
- DRメニューの加入が完了していることを示す証憑（小売型の場合）

※詳細は、申請代行者へご確認ください

事業内容に変更等が発生した場合について

やむを得ない事情等により、交付申請後に登録・申請した事項に変更等が生じた場合は、各種手続きが必要です。

指定様式等を提出後、SIIでの審査を経て、確認又は承認を受ける必要があるため、必ず時間に余裕をもって連絡や手続きをしてください。

事業の目的に沿わない変更等については変更が承認されない場合があります。

原則、変更等の手続きが必要な場合は、申請代行者へ連絡してください。なお、公募要領P.26に記載の通り、補助事業者が希望する場合は、自ら変更等の手続きをすることも可能ですので、その場合は、メールでSIIへ連絡してください。

※ 交付決定後に補助対象経費が増額した場合でも、交付決定金額の増額は認められません。

※ 交付決定を受けた後に取り下げて再申請をする場合、受けていた交付決定の権利は完全に失われるため、注意してください。

3.実績報告

実績報告（補助事業の確定検査）

事業完了後30日以内又は2026年1月14日(水)までのいずれか早い日までに、申請代行者よりSIIへ補助事業の実績報告を行っていただきます。なお、口座登録をしないと実績報告をすることができませんので、交付決定後に申請代行者から手続きを行っていただきます。

SIIは、申請代行者からの実績報告を受けた後、確定検査を実施し、補助金額を確定します。

（１）確定検査における書類確認

SIIは、提出された書類を元に補助金額の確定を行います。この過程において、SIIは必要に応じて、追加の書類提出を求めることや補助金額の調整を行うことがあります。

（２）確定検査における現地調査

SIIは、補助事業の実績を確認するため、現地調査を行う場合があります。その際、SIIは、申請代行者を通じて補助事業者に依頼を行います。現地調査にあたっては、依頼事項をまとめた書類を別途通知することとします。

注意事項

- ・ SIIの求めがあった場合、現地調査のご協力をお願いします。

※SIIは、補助金の確定を行った補助事業に対しても、現地調査を行う場合があります。また、その過程で補助金の交付手続きが不適切と判断した場合、その金額の変更や取り消しを行うことがあります。

4.補助金の交付

補助金額の確定と通知

SIIは補助金額の確定が行われた補助事業者に対し通知を行います。

注意事項

- 補助金額確定の締め日は、概ね**月末日**となります。ただし、土・日・祝祭日により前後することがあります。
- 締め日を過ぎて補助金額の確定がされた補助事業については、いかなる理由があっても前月の請求に計上することはできません。
- 補助事業者は「額の確定通知書」を受け取ったら、**申請代行者へ「精算払請求」**をするようご連絡をお願いいたします。「精算払請求」が行われないと補助金の支払いはされません。

【額の確定通知のメールについて】

以下**2通のメール**が送信されます。**パスワードが記載されたメールが届かない、誤って破棄してしまった等の事象が散見されます。**必ずそれぞれのメールアドレスの受信許可設定をお願いします。

メールが届かない場合は、迷惑メールフォルダに振り分けられている可能性もございますので、ご確認いただくようお願いします。

■ダウンロードURLが記載されたメール

- ・送信元：dr_ess_notice@sii.or.jp
- ・件名：令和6年度補正「再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（DRリソース導入のための家庭用蓄電システム導入支援事業）」額の確定のご連絡

■パスワードが記載されたメール

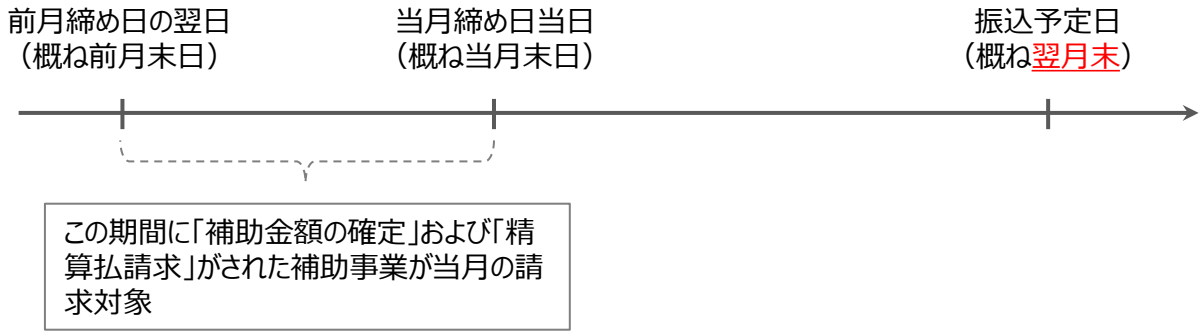
- ・送信元：naviexp@ne-ap01.naviexp.jp
- ・件名：【パスワードのお知らせ】令和6年度補正「再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（DRリソース導入のための家庭用蓄電システム導入支援事業）」額の確定のご連絡

- ・ダウンロード用リンクは有効期限があります。必ず有効期限内にダウンロードを実施してください。
- ・交付決定通知書ファイルはPDFファイルです。事前に閲覧に必要なアプリケーションをご用意ください。

補助金の支払いについて（受給について）

SIIは、支払確定した補助事業に対し、補助事業者（複数の場合を含む）に直接補助金を支払います。

[補助金支払のイメージ]



注意事項

- ・ 詳細な振込日はお問い合わせ頂いても回答が出来ませんのでご了承ください。
- ・ SIIからの振込日は、概ね翌月末となります。ただし、土・日・祝祭日により前後することがあります。
※補助金は全て年度内に支払われます。
- ・ 振込手数料はSIIが負担します。

5.補助事業終了後の業務

補助事業の検査対応について

（１）SIIが行う現地検査

SIIは、交付申請を受けた補助事業よりサンプル抽出を行い、詳細な検査を行います。必要に応じて、現地での確認を行う場合がありますが、その際SIIは補助事業者に検査への協力依頼を行います。（申請代行者を通じて補助事業者に検査への協力依頼を行います。）

検査対象は、補助事業の完了の有無問わず全ての事業が対象になります。よって、補助金額の確定後も補助金額が不適当と判断した場合、その金額の変更や取消しを行うことがあります。検査の際はSIIが求めた協力要請に補助事業者は応じてください。

[注意事項]

- ・ 現地検査においてSIIの求めがあった場合、補助事業者は立ち合い、保管書類の持ち込みに協力してください。
※SIIへ提出した書類及びSIIから受取った通知書等については、必ず保管をしておいてください。
- ・ 戸宅の検査を依頼することがあるので留意してください。
- ・ SIIは、効率的な事業運営のため、現地検査を外部委託する場合があります。

（２）会計検査院による検査

会計検査の目的は、補助事業者が実施する経理処理が法律等に則って適正に処理され、国民の税金が「不適切」に使われていないかを調査することです。

検査は事業完了後概ね５年以内に実施される可能性があり、過去の事例から判断すると検査対象は、「補助事業の成果が未達」「特定の地域」「特殊性がある物件」等が選ばれる傾向があります。

検査対象に選ばれた場合、期間中、検査員が自社に滞在し、保管書類の確認、質疑応答を行います。この際、検査員がどのような書類を求め、質問を行うかは分かりません。適正な会計経理が行われるよう、適正な「目的」「手続き」「設備」「価格」「管理」で事業が行われているかが基本になります。

日付	区分	改訂箇所	改訂内容
2025/5/9	新規作成	—	—

————— 公募に関するお問い合わせ、申請方法等のご相談・ご連絡 —————

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 事業第3部
令和6年度補正DR家庭用蓄電池 窓口担当

TEL : 0570-099-017 (ナビダイヤル) 042-204-0218 (IP電話向け)

MAIL : dr_ess_info@sii.or.jp

<https://dr-battery.sii.or.jp/r6h/>

受付時間は平日の10:00～12:00、13:00～17:00です。

通話料がかかりますのでご注意ください。